

公立大学法人敦賀市立看護大学授業料等の免除等に関する規程

令和2年1月28日

公立大学法人敦賀市立看護大学規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人敦賀市立看護大学（以下「法人」という。）における入学検定料、入学料、授業料、看護実習料、科目等履修料及び聴講料（以下「授業料等」という。）の免除等に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学料の免除)

第2条 法人は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号。以下「法」という。）に規定する授業料等減免対象者に対し、入学料の全部又は一部を免除する。

2 法人は、入学生が次の各号のいずれにかに該当し、かつ、入学手続の時点において敦賀市内に住所を有するときは、その申請により、入学料の全部を免除する。

(1) 本学の学部を卒業する者が引き続き本学の大学院又は助産学専攻科に入学するとき。

(2) 本学の大学院を修了する者（本学の学部卒業に引き続き本学の大学院に入学した者に限る。）が引き続き本学の助産学専攻科に入学するとき。

(3) 本学の助産学専攻科を修了する者（本学の学部卒業に引き続き本学の助産学専攻科に入学した者に限る。）が引き続き本学の大学院に入学するとき。

3 法に規定する授業料等減免対象者に準ずると認められる者に対して、理事長は入学料の全部又は一部を免除することができる。

4 入学料の免除を申請した者に対しては、理事長が別に定める日まで入学料の徴収を猶予する。

(授業料の免除)

第3条 法人は、法に規定する授業料等減免対象者に対し、授業料の全部又は一部を免除する。

2 法人は、学生の状況が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その学期の授業料を免除する。

(1) 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条第1項各号に定める伝染病を理由とする出席停止が、当該学期の全期間にわたるとき。

(2) 本学の許可を受けてする留学、休学その他正当な理由により、その学生が本学において履修しない期間が当該学期の全期間にわたるとき。

3 法に規定する授業料等減免対象者に準ずると認められる者に対して、理事長は授業料

の全部又は一部を免除することができる。

- 4 授業料の免除を申請した者に対しては、理事長が別に定める日まで授業料の徴収を猶予する。

(入学料及び授業料の免除の取消し等)

第4条 理事長は、入学料又は授業料の免除を受けた者が次の各号に該当するときは、当該各号に規定する日まで遡って当該免除を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により免除を受けた場合 当該取消日の属する学年の初日
 - (2) 学業成績が著しく不良である場合(ただし、災害、傷病その他のやむを得ない事由があると認められる場合を除く。) 当該学業成績に係る学年の初日
 - (3) 敦賀市立看護大学学則(平成26年敦賀市立看護大学学則第1号。以下「学則」という。)第34条第2項に規定する退学又は停学(3月以上の期間に限る)の処分を受けた場合 当該処分日の属する学年の初日
- 2 前項の規定により免除の取消しを受けた者は、同項各号に規定する日から取消しを受けた日までの期間に受けた免除額を法人に納入しなければならない。
- 3 免除の取消しを受けた者は、当該免除を受けた入学料又は授業料の納入期限から完済に至るまで当該免除額の年3パーセントの割合による利息を、法人に納入しなければならない。
- 4 第3条第1項若しくは第3項の規定により授業料の免除を受けた者が、授業料免除を許可された学期期間中に次の各号に掲げる事由により休学等をした場合、当該各号に掲げる期間の授業料を納入しなければならない。
- (1) 休学をした場合又は停学(1月以上3月未満)の処分を受けた場合 休学期間又は停学期間の初日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から復学日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで
 - (2) 停学(1月未満)又は訓告の処分を受けた場合 当該処分を受けた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、授業料等の免除に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から

施行する。

(施行前の準備)

- 2 この規程を施行するために必要な確認の手續その他の行為は、この規程の施行の前においても行うことができる。

附 則 (令和2年公立大学法人敦賀市立看護大学規程第7号)

この規程は、令和2年8月6日から施行する。